

令和8年度

国営施設応急対策事業雄国山麓地区

完了図書作成業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、令和8年度国営施設応急対策事業雄国山麓地区完了図書作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「用地共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

福島県喜多方市塩川町大字中屋沢字大深沢地内ほか（別添位置図のとおり。）

(2) 調査区域

調査対象施設は、大深沢調整池、第1号揚水機場、第2号幹線用水路(2.6km)、水管理施設とする。

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（低入札価格契約における第三者照査）

第 6 条 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者が自ら行う照査とは別に「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「用地共通仕様書第 9 条照査技術者及び照査の実施」について、受注者の責任において用地共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（測量・補償コンサルタント業務）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、補償コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 「用地共通仕様書第 30 条守秘義務」を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者照査の方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度、監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめ時の打合せへの立会い

本特別仕様書第 15 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物のとりまとめ段階での打合せには、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

用地共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、「業務請負契約書第 41 条契約不適合責任」のとおり、受注者に対し成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性の評価）

第 7 条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④ 業務成果品のミス、不備 等

審査項目は次のとおりとする。

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われていることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託への支払いは適正化。

(保険加入)

第8条 受注者は、用地共通仕様書第37条に規定している保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第9条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資料名	数量	備考
国営雄国山麓開拓建設事業出来形図面（電子）	1 式	
国営施設応急対策事業雄国山麓地区工事最終図面（電子）	1 式	
その他監督職員が必要と認める資料	1 式	

(業務の成果品質確保対策)

第10条 契約後業務着手時において、受発注者間の図書作成方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、図書作成方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図る。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- ① 図書作成条件・前提条件
- ② 業務計画の妥当性
- ③ スケジュール

④ 図書作成変更内容

⑤ その他

ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ業務変更で計上する。

(2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第11条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 現地踏査(ダム)	1 件(種類)	
(3) 現地踏査(頭首工、機場等)	2 件(種類)	
(4) 現地踏査(水路、道路等)	2.6 km	
(5) 作業準備	15 件(工事)	
(6) 土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(施設管理図)	17 枚	
(7) 土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(構造図)	15 枚	
(8) 土地改良施設整理台帳(工作物の部)関係図面の作成(構造図)タイトルボックスの修正等(CAD図)	300 枚	
(9) その他参考図面等の作成(管理用設備模式図)	1 枚	

(指示事項)

第12条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 現地踏査(ダム)

大深沢調整池を対象とする。

(2) 現地踏査(頭首工、機場等)

第1号揚水機場及び水管理施設を対象とする。

(3) 現地踏査(水路、道路等)

第2号幹線用水路を対象とする。

(4) 作業準備

本特別仕様書第9条において貸与する資料に関し、農業水利ストック情報データベ

ースを念頭に事業全体を通じて一貫性をもって整理及び最終契約図面との確認を行うものとし、各種作図等に係るデータの抽出を行うものとする。

(5) 構造図の修正 (タイトルボックス等の修正 (CAD 図))

- ① 貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックス等の修正。
- ② タイトルボックス以外にも軽微な修正が1枚当たり4～5箇所程度含まれる。
- ③ 構造図の並び(図面番号の検討及び図面目録の作成)に関する作業を含む。
- ④ 図面のサイズはA1版を基本として作成する。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第13条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物	数 量	装 丁 等
(1) 電子納品 「設計業務等の電子納品要領(案)」(平成31年3月農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室)による電子データ	電子データ 正副2部	CD-R等
(2) 完了図書	電子データ 正副2部	CD-R等
① 施設管理図	書 面 1部	A3縮小版 綴じ込み
② 構造図		
③ 管理用設備模式図	図 面 1部	A2版二つ折り

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38番7号
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第5章 契 約 変 更

(契約変更)

第14条 業務請負契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第11条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第13条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第15条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第6章 そ の 他

(打合せ)

第15条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき(1回)
- (2) 業務の中間(2回)
- (3) 成果物のとりまとめの段階(1回)

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、用地共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

国営施設応急対策事業雄国山麓地区 完了図書作成業務 位置図



凡例	
	水田
	畑
	調整池
	導水トンネル
	揚水機場
	中央管理事務所
	送水路(パイプライン)
	幹線用水路(パイプライン)
	幹線用水路(開水路)

業務名	令和8年度 国営施設応急対策事業雄国山麓地区 完了図書作成業務		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺		図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所		